

学校における働き方改革推進モデル校事業委託業務仕様書

1 業務名

学校における働き方改革推進モデル校事業委託業務

2 目的

学校における働き方改革は、学校の状況や抱える課題が異なるため、一律の取組では進展しにくい状況となっている。そこで、学校における働き方改革に関する専門的知見を有するコンサルティング業者が直接学校に入り、伴走支援を行うことで、具体的な業務の効率化・削減を行い、業務改善に向けた自走する組織の構築を進める。さらに、この取組成果を県内の学校に広く共有し、活用することで、県全体の学校におけるワークライフバランスを確保した働き方改革の推進を図る。

3 委託期間

契約日から令和8年3月10日まで

4 業務内容

本業務は、高知県の学校における働き方改革を推進するために、専門的知見を活用し、業務改善や時間外勤務の縮減につながる以下の事業を行う。

(1) 働き方改革に関する事前講義

モデル校5校の教職員に対して、伴走支援に先立ち、働き方改革の必要性や先進的な他県学校の取組事例紹介などを行うこと。また、モデル校以外の教職員も参加可能とし、広く意識醸成を図ること。

ア 研修名

学校における働き方改革スタートアップ研修

イ 日程等

令和7年6月11日（水） 15：45～16：45

ウ 方法等

- ・オンライン形式

※ 実施後に県内公立学校教職員がオンデマンド視聴できるようにすること。

エ 内容等

- ・働き方改革の必要性を理解し、学校が目指すべき姿（目標）に向けて、具体的な取組のイメージを共有させる。
- ・学校全体で協力しながら推進していくための意識醸成を図る。

(2) モデル校における働き方改革推進に向けた伴走支援に関する業務

モデル校における業務改善に向けた取組を支援するため、各モデル校を訪問（年3回の訪問のほか、随時オンライン会議やメールによる打合せを実施）し、以下の業務

を行うこと。

ア 専門的知見を活用して、業務の効率化や削減、子どもたちに向き合う時間の確保が可能な業務を洗い出し、且つ具体的な改善策を提案し、実践に導くこと。

イ 各モデル校を訪問した際は、モデル校の実情を踏まえたワークショップやセミナーの企画・立案をすること。

ウ 訪問前後にオンライン等で打ち合わせや振り返りを実施すること。

エ モデル校の管理職や推進役教職員の相談等にオンライン等で柔軟に対応するなど、1年間を通じたサポートを実施すること。

オ 業務改善のノウハウやスキルを身につけさせ、課題解決に向けた仕組化を図り、自走する体制の構築を目指すこと。

カ モデル校の取組成果の指標設定に関する助言を行うこと。

(3) 成果報告会・講演

県内公立学校の教職員が参加するオンライン成果報告会を企画・運営すること。

ア 日程等

令和8年2月16日（月）14：00～16：30

イ 方法等

オンライン形式

※ 実施後に県内公立学校教職員がオンデマンド視聴できるようにすること。

ウ 内容等

・モデル校における成果報告及び質疑応答

具体的な業務の効率化等の取組成果を県下の学校に発表・共有すること。

・成果報告について専門家による講評及び管理職を対象にした講演

成果報告を踏まえ、取組を進めるための具体的なノウハウや管理職の果たした役割などについて説明すること。

(4) 取組成果を横展開するための取組

各モデル校の取組成果を県内の学校に広く共有・活用させること。

ア 各モデル校での、具体的な取組成果を共有・活用するための資料を作成すること。

(5) その他

ア 事前講義・学校訪問（伴走支援）時・成果報告会等、必要に応じて委託者とオンライン会議等で打ち合わせを行うこと。

イ 各モデル校への伴走支援の進捗状況等について、随時委託者に報告すること。

ウ 各モデル校への訪問日程の調整は、受託者が行うこと。

エ 各モデル校への移動および宿泊が必要な場合の手配は、受託者が行うこと。

※ 移動にかかる交通費・宿泊費等は委託料に含む。（空港等からモデル校への送迎は行いません。）

オ 各モデル校（小学校2校、中学校2校、高等学校1校）の選定は委託者が行う。

※ 各モデル校の所在地は、高知県西部 1 高知県中部 3、高知県東部 1 の予定。

5 実績報告

(1) 成果報告書の提出

モデル校の成果報告書

※ 本事業での取組成果を共有・活用させる内容も含めること。

(2) 実績報告書

履行期限までに、実施業務に係る実績報告書及び完了報告書（任意様式）を作成し、提出すること。

※ 実績報告書の様式は任意とするが、各モデル校の成果が数値データ等により具体的に分かる内容とすること。

6 その他

(1) 守秘義務

受託者は、本業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託終了後も同様とする。

(2) 個人情報の取扱い

受託者は、この業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(3) 本業務に関する資料等の取扱い

受託者は本業務に関する資料等を委託者の了解なく公表または使用してはならない。
また、事前講義や成果報告会等で受託者が使用した資料のうち、提供可能なものについては、委託者に提供すること。

(4) 仕様書の変更等

本仕様書の記載事項を変更する必要がある時は、委託者と受託者との協議により定めるものとする。

7 疑義

本仕様書に関して疑義の生じた事項及び本仕様書に定めのない事項については、すべて委託者と受託者が協議のうえ、これを解決するものとする。